

令和元年度 被災小規模事業者再建事業 「持続化補助金台風19号型」公募のご案内

台風第19号により被災された小規模事業者の皆様への事業再建に向けた計画を作成し、その計画に基づいて行い事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

1. 補助対象事業者

台風第19号の被害を受けた小規模事業者 ※小規模事業者とは、以下のとおりです

商業・サービス業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

2. 公募期間

令和 元年12月17日(火)～**令和2年1月17日(金)** [締切日当日消印有効]

(注) 申請する際には、商工会が作成する「支援機関確認書」(様式3)が必要です、できるだけ早めに商工会へご相談ください。

3. 補助対象事業

- 本事業は、早期の事業再建に向けた経営計画に基づく、小規模事業者による事業再建の取組を支援するものです。事業再建とは関係のない復旧・買換え費用に対する補助ではありません。(損壊等の被害を受けた事業用資産の取替え・買換え等は対象となります)
- 本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業活動(＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動)とします。
- 本事業で申請する(様式2*裏面参照)＜計画の内容(事業再建に向けた取組)＞へ記載する内容のひとつである、「3. 今回の申請計画で取り組む内容」は、以下の事業実施期間内に完了できる事業再建の取組であること。

4. 補助率等

補助対象経費の3分の2以内、上限200万円

5. 事業実施期間

交付決定日(2019年10月10日まで遡及可能)～**令和2年2月25日(火)**

***上記実施期限までの間で、事業を完了(補助対象経費の支払いまで含む)をし、事業の実施内容及び経費内容を取りまとめ提出しなければなりません。**

***令和2年2月中に事業完了しない事業者に対する公募については、追ってお知らせがあります。**

6. 補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費、⑫設備処分費、⑬委託費、⑭外注費

7. 公募要領及び様式

<https://www.naganoshi-sci.or.jp/> よりダウンロードできます。

8. 問い合わせ

詳細は、長野市商工会本所及び各支所へお問合せください。

※公募要領、様式は以下のページからダウンロードするか、商工会で印刷してお渡しできます。
<https://www.naganoshi-sci.or.jp/>

【申請書 経営計画（様式2）抜粋】

※経営計画書の作成にあたっては商工会・商工会議所と相談し、助言等を得ながら進めることができます。

<計画の内容（事業再建に向けた取組）>

1. 事業概要（自社の概要や市場動向、経営方針等を記載ください）

2. 被災の状況（被災の状況、自社を取り巻く環境を記載ください）

3. 今回の申請計画で取り組む内容（事業実施期間内に完了できる事業再建の取組みを記載します。）

【事業名：30文字以内で記載】

【計画内容】（上記1.2.を踏まえて、事業再建の取組を記載ください）

<補助対象となり得る事業再建の取組事例>

*（様式2）経営計画書の内容の「3. 今回の申請計画で取り組む内容」に記載いただく取組イメージですので、参考にしてください。

*それぞれの取組の補助対象経費の詳細は、公募要領 P.11「4. 補助対象経費」をご覧ください。

- ・新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入
- ・商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作
- ・新規ネット販売・予約システム等の導入
- ・新商品サービスの開発にあたって必要な図書の購入
- ・事業再建の取組に必要な機械等の導入
- ・販売のスペース増床ため所有する死蔵の設備機器の処分
- ・事業再建の取組のための車両の購入
- ・新商品開発等に伴う成分分析等の検査・分析の依頼
- ・国内及び海外での商品PRイベントの実施
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。） 等

※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

4. 事業再建に向けた取組の中で、本補助金が経営上にもたらす効果